

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月11日(月) 午前9時30分～午前10時17分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員11人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	田	中 一 行
		2番	小	西 由 子
		3番	山	本 一 美
		4番	米	村 進 司
		5番	藪	内 孝 博
		8番	賀	山 圭 子
		9番	飯	野 幸 義
		10番	奥	山 昌 一
		11番	澤	大 篤
		12番	大	森 正 良

●農地利用最適化推進委員3人

15番	土	師 信 義
18番	中	野 広 正
20番	藪	田 俊 博

4. 欠席委員 (6人)

6番	上	根 慶 万
7番	谷	口 貴 文
13番	福	石 幸 生
16番	上	田 芳 夫
17番	横	田 光 男
19番	宮	本 裕 澄

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

3番 山 本 一 美

4番 米 村 進 司

日程第4 報告事項

①前総会(8月10日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

①議案第2号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について

②議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について

日程第6 その他

①新任委員への農業委員会グッズ配布

②農地パトロールについて

③農業会議を招いての研修会開催日程について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 杉本征訓

局長補佐 前田悟史

主事 石河香央里

7. その他出席者

農林水産課 主任 松野洋平

事務局	<p>ただいまから第6回総会を開催いたします。</p> <p>総会の成立についてでございますが、本日の出席委員は3人の農業委員さんの欠席で11名ということで、6番の上根委員、7番の谷口委員、13番の福石委員から欠席の連絡をいただいております。また、推進委員につきましても、上田委員と宮本委員のほうから欠席の連絡をいただいておりますので報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは、会長から挨拶よろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>おはようございます。今回は朝9時半からということで、午前中の開催にさせていただきました。農作業のほうもこれから本番というんですか、これから忙しくなるというふうに思いますけど、十分事故のないように、体に気をつけて農作業のほうをしていただきたいと思います。</p> <p>また、台風シーズンで、鳥取県も7号で、そしてまた今回、東北のほうで、13号で大きな被害を受けております。お見舞いを申し上げますとともに、早い復旧をお願いしております。我々も、鳥取県のほうも三朝、八頭町も大きな被害を受けて、今、復旧のほうにも全力でかかっておるようであります。ようやく県道が通行できるようになって、孤立集落がなくなったというような状態を1週間ほど前に聞いたところであります。</p> <p>我々も基盤強化法の改正に基づいて地域計画を作成し、目標地図をつくって、農地の最適化に向けて鋭意努力していくと、令和6年度中に作成をということで、向かっておるところであります。具体的な作業については、今後、我々もよくお勉強しながら皆さんと一緒に研究していきたいというふうに思いますので、ひとつそれぞれに思いを持っていただいて、実現に向けて努力していきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議長につきましても、岩美町農業委員会会議規則第4条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長、以後議長をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>それでは、日程3のほうの議事録署名委員ですけれども、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。</p>

(異議なし)

議 長

異議がないようでございますので、3番の山本委員、4番の米村委員に
お願いします。よろしくをお願いします。

議 長

それでは、4の報告事項に入らせていただきます。
前総会のでんまつ、農地法第18条第6項の規定による通知、事務局の
ほう、説明をお願いします。

事務局

報告事項1、前総会のでんまつについてご説明させていただきます。
資料の3ページをご覧ください。
てんまつ書(8月総会)8月10日ということで、まず1点目、非農地
証明ということで、洗井地内の1件3筆の土地についての非農地証明申請
についてお諮りをし、承認いただいたものです。8月16日付で非農地証
明書を申請者に送付しております。
2点目、5条2件5筆ということで、大谷地内の畑1筆に関する一般住
宅建築のための転用と、浦富地内の畑に関する一般建築を目的とした転用
について、4筆お諮りし、承認いただきましたので、8月16日付で鳥取
県東部農林事務所へ進達をしております。
3点目、農用地利用集積等促進計画第4号、1件2筆の申出についてお
諮りし、ご意見ありませんでしたので、意見なしという形で8月10日付
で町へ回答をしております。
報告事項1については以上です。
続いて、報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知について
ご説明をいたします。
4ページをご覧ください。
今回、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借契約の解約通知
を受理したものは1件2筆になります。こちらは、地籍調査により登記地
目が田から公衆用道路になったため、利用権設定を解約するものです。
報告事項は以上です。

議 長

報告事項が終わりました。
ご意見ございましたら、ご質問などありましたらお願いします。ありま
せんか。

(質問、意見なし)

議 長	ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。
議 長	議案第 1 号について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、5 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 1 号「農地法の適用を受けない土地の認定について」でございます。</p> <p>下記のとおり非農地証明申請書を受理しましたので、申請の土地は現況が農地法に規定する農地以外の土地であることの認定を求めます。</p> <p>事務局のほうから説明させていただきます。</p>
事務局	<p>今回、2 件 3 筆の非農地証明申請書が提出されておまして、受理しております。</p> <p>まず、1 件目についてご説明させていただきます。</p> <p>1 件目は、表中の 1 番、2 番に関してです。申請者は、長谷の*****さんです。</p> <p>こちらは、別紙資料の資料 1 をご覧ください。</p> <p>申請地 2 筆は同様の状況ですので、まとめてご説明させていただきます。</p> <p>申請地の地番と登記上の地目は、大字岩井*****の畑、また*****の畑の 2 筆です。現況は原野となっております。面積はそれぞれ 1, 1 3 2 平米と 9 4 8 平米となっております。</p> <p>こちらは、現況写真につきましては資料 1 の 2 ページをご覧ください。</p> <p>2 0 年以上にわたり耕作しておらず、雑草、雑木が繁茂し、一体が原野化している状態ということです。こちらは、証明は山本一美委員にいただいております。また、*****につきましては、昭和 5 8 年から平成 4 年実施の岩井地区県営圃場整備事業による土地改良の対象農地でございますけれども、この非農地証明に伴い、土地改良区の同意が必要になってきます。土地改良区での手続は現在進めておる途中でして、同意見込みとなっております。</p> <p>続いて、2 件目についてご説明します。</p> <p>この資料のページをめくっていただきまして、6 ページをご覧ください。</p> <p>3 番です。申請者は、真名の*****さんです。</p> <p>こちらは、別紙資料の 2 をご覧ください。</p> <p>申請地は、大字真名*****、登記地目は畑、現況地目は雑種地です。面積は 1, 3 1 7 平米です。</p>

現況写真については、資料2の2ページをご覧ください。

こちらは、平成14年に農業用施設建築の届出をしており、残地については20年以上耕作しておらず、雑種地の状態になっているということです。こちら先ほど説明の中にもありました、岩井の県営圃場整備事業の対象農地ですけれども、同様に土地改良区から同意見込みとなっております。また、届出をされている農業用施設というものが一番上、左側の写真に見える左手の木造の農業用施設となっております。こちらが156平米ほどでした。

また、資料2の1ページにお戻りいただきまして、塗り潰しの場所が申請地となっております。

説明は以上です。

議長

非農地の説明が終わりました。
質問、疑問がありましたらお願いします。

18番

議案第1号の最初の番号1、2の中の*****氏の申請人の分ですけども、これは本人さんは承知しとられますか。

事務局

本人さんから申請書をいただいております。

18番

分かりました。結構です。

議長

ほかに。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

議長

ありがとうございました。賛成多数で承認されましたので、お願いします。

議長

それでは、議案第2号、事務局のほう、お願いします。

事務局

それでは、7ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」でございます。

農地法第3条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理しましたので、許可について採択を求めます。

それでは、事務局のほうから説明いたします。

事務局

今回、3件8筆の申請を受理しております。

3件について、譲受人の方がお一人のため、まとめてご説明いたします。

まず1件目についてです。

申請地は、こちらが資料の7ページ、1番と、次のページ8ページの2番です。

1番については、大字陸上*****、面積は678平米、登記地目が田、8ページに移っていただきまして、2番、大字陸上*****、面積は90平米、地目が田。こちらの申請者の譲渡し人は鳥取市の*****さんです。

続いて、2件目について、申請地は表中の3番、大字陸上*****、面積が744平米、登記地目が田。表中4番の大字陸上*****、面積が391平米、地目が田。こちらの申請者の譲渡し人が陸上の*****さんとなっております。

また、3件目について、表中の5番から8番の大字陸上*****、面積が1,003平米、登記地目が田。陸上*****、441平米、地目が田。陸上*****、面積が392平米、地目が田。最後に、陸上*****、631平米、地目が田。こちら4筆の申請者の譲渡し人が陸上の*****さんで、こちら、譲受人は8筆全てにつきまして陸上の*****さんとなっております。また、権利の内容も、全て売買による所有権移転となっております。

こちらの場所についてですけれども、別紙資料の資料3、こちらの2ページにつけております。塗り潰しの箇所が申請地となっております。また、地番の右側に記載しているマークの黄色のひし形のものが*****さんのもので、紫色の三角が*****さんのもの、緑色の丸が*****さんの農地となっております。

資料3の1ページに戻っていただきまして、許可要件についてです。こちらは、農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認いたしました。

(2) 申請地の現状及び今後の予定についてです。申請地は、これまで田として利用されており、引渡し後も同様に田として利用するため、周辺農地に影響を及ぼすことはありません。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。
質疑のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決のほうをさせていただきます。
議案第2号の「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」、承認される方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

議 長

では、議案第3号、事務局、お願いします。

事務局

それでは、9ページをお開き願います。
議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」でございます。
農地法第4条第1項の規定による農地の転用について、下記のとおり申請書を受理しておりますので、知事に進達するため、委員会の意見を求めます。
事務局から説明いたします。

事務局

今回、第4条転用許可申請書を1件受理しております。
こちらは、別紙資料の資料4でご説明させていただきます。
申請地は、大字本庄****、登記地目は畑、現況も畑です。面積は150平米のうち16.06平米の一部転用となっております。申請者は、岩美町本庄****の****さんです。転用目的は、墓地1基です。現在の墓地は老朽化が進んでおり、再建が必要ですが、山の斜面の真下であり、年々斜面がせり出していて崩落の危険もあるため、今回申請地に墓地を設置したいということでした。また、墓地を再建するに当たり、山の斜面はせり出しているという状況から、移設場所を検討した際に、農地以外も探したけれども見つからず、現在の墓地及び周辺に墓地が並んでいる今回申請地以外に適当な土地はないと判断されたそうです。
資料4の2ページに位置図をつけております。申請地は、赤い四角で囲ってあるところです。現在の墓地と申請者の自宅もお示ししております。また、現在の墓地と申請地の墓地は、一団の墓地の集団となっております。

た。

1ページにお戻りいただきまして、続いて4番、立地基準です。農地区分は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、許可根拠は先ほどご説明したとおり、代替地なしとなっております。

めくっていただきまして、資料の3ページに農地区分決定根拠を載せております。こちら、山側手については圃場整備区域が広がっているんですけども、今回申請いただいた場所については農振農用地区域外で畑ということで、小集団の生産力の低い農地として農地区分を判断しております。また、営農条件については、申請地は北西は雑種地、北東と南東を水路、南西を公衆用道路に囲まれています。

次に、資料4の1ページにお戻りいただきまして、5番、一般基準についてです。

(1) 他法令許認可について、墓地経営に関する事前指導通知が必要となっております。こちらは提出をいただいております。

2番、規模の妥当性について。こちらは4ページに、今回一部転用の申請となっておりますので、土地利用計画としての測量図と、あと5ページに土地の平面図、立面図をつけております。そのように、墓地1基の16.06平米を建築するというので、墓地建築箇所である一部を転用する墓地利用計画図から、妥当な規模となっております。

3番、被害防除計画についてです。申請地は、コンクリートブロックで囲った中に砕石を敷くとのこと。また、雨水は自然流下で、汚水は発生しません。

4番、資金調達計画ですけれども、まず必要経費としては埋立整地費が*****円、墓地設置費が*****円で、総額*****円となっております。資金調達の証明としては、見積額以上の残高証明を提出いただいております。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑を求めます。

11番

質疑ないですけど、お願いを1つ。議案第3号の、地図と、それから上空から写しとる図面があるんですけど、これは希望ですけど、できれば北側とか南側とか東側、近くからそこを撮った写真をつけて説明されるのが本来じゃないかと思います。これじゃあ分かりにくいんで。すいませんけども、お願いです。

事務局

申し訳ありません。

議 長	<p>そのほか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決のほうをさせていただきます。</p> <p>議案第3号の「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(多数挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。賛成多数で可決されました。</p>
議 長	<p>それでは、追加議案の第1号について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、本日、追加でお配りしております追加議案第1号、ページは10と打ってある分であります。ご覧ください。</p> <p>「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について」でございます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の案について岩美町長より協議がありましたので、委員会の意見を求めます。</p> <p>それでは、農林水産課担当より説明いたします。</p>
農林水産課	<p>農林水産課の松野と申します。</p> <p>それでは、追加議案について説明をいたします。</p> <p>配らせていただいている資料5の1ページをご覧ください。</p> <p>まず、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、長いので以後は基本構想と呼ばせていただきたいと思いますけれども、について説明をいたします。</p> <p>基本構想は、10年後の農業について、都道府県ごとにそれぞれ基本方針を設定しまして、それを基に市町村単位で目標を立て、それを達成するための指針としてまとめられているものです。基本構想は、5年に1度、全体的な見直しを行うこととなっておりまして、前回の見直しが令和3年3月に行われていますので、次は令和8年に全体的な見直しとしては行われる予定となっています。</p> <p>次に、今回の議題についてなんですけれども、基本構想を策定する根拠法令となっています農業経営基盤強化促進法が今年、一部改正されたこと</p>

に伴いまして、鳥取県の基本方針が変更されております。それに基づき、町の基本構想もそれに併せて改正を行うというもので、先ほど説明させていただいた、5年に1度の本格的な全体的な改正ではなく、部分的な改正となります。

それでは、主な改正内容について説明をいたします。

1つ目は、地域計画推進事業の追加です。現在の人・農地プランというものに代えまして、新たに地域計画というものを作成するようになっていくところですが、現在の構想の中で人・農地プランというふうに記載してある事項について、その部分を地域計画についての記載に変更するものです。現在の構想の第5の部分に書いてある農業経営基盤強化促進事業に関する事項というもののの中に地域計画推進事業を追加しまして、加えて利用権設定等の促進事業に関する事項についての記載に、地域計画が達成されるまでの間については経過措置ということで、それに代えて今のままで設定ができるというふうな記載を追加するものとなっております。それが1つ目です。

2つ目につきましては、農業を担う者の確保及び育成に関する事項の追加で、現在の基本構想には本事項について詳細な記載というものが今ない状況になっておりますので、これを追記するというものです。

具体的な変更につきましては、2ページ目から16ページ目までに新旧対照表を載せておりまして、また17ページから35ページのほうに変更点を赤字で修正した本文を添付しておりますので、それは各自でご確認いただけたらと思います。

では、簡単ですが説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

議長

何かご質問がございましたら。

1番

2ページ目なんですけど鳥取県農業経営就農支援センターという表示があるんですけど、こちらはどちらのほうに今あるかということと、場所が、あと13ページなんですけど、下の数のほうのアンダーラインの3が、改正後はアンダーライン4になつとるところなんですけど、会長も公社の理事をされておると思うんですけど、公社のほうの農作業受託やなんかはもうないんじゃないかと思われたんですけど、事業としてまだ残ってるかどうか。残ってないんだったら削除すべきじゃないかということで、あとそれに伴いまして、次ページの15ページのほうにもありますんで、このあたり、精査していただきたいと思います。

事務局

まず、1つずつ回答させていただきます。

1つ目の鳥取県農業経営就農支援センター、これは今年の4月から設立

されたもので、県の経営支援課の中にあります。なので、実際は経営支援課のほうに相談に行くというような形になります。それが1つ目です。

2つ目なんですけれども、13ページの……。

事務局

13ページの下のところの、質問ありました、岩美町振興公社の作業委託のあっせんでございますけども、今、直接的には農作業の受委託に関わる公社の役割っていうのは、前は手数料を取って受委託調整してましたけども、今はそういったことは公社のほうはしておりません。ですけども、そういった直接的な事務はしませんけども、幾らか、受委託調整に関して公社はしないというわけではなくて、何かしら農業者の方から相談等があれば公社のほうも相談に乗るといって、そういった意味合いで引き続きそういった農作業のあっせん等を行うということで、書かせていただいております。ですので、直接的には前みたいに手数料を取って事務はしませんけども、全く公社がそれに関して関わらないということではないということで、引き続きそのように表現をさせていただいたというものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

1番

ありがとうございました。

事務局

今日は追加議案として出させていただいて、大変申し訳ないと思っております。本来、県のほうに今月中に正式なものを出さないといけないということがございまして、以前から作成の案は町のほうでつくっておりましたけども、県のほうから修正点等がいろいろありまして、なかなか完成されたものができなかったということで、追加議案として本日出させていただいたということで、大変その点については申し訳ないというふうに思っております。変更の内容としては、担当の松野のほうが言ったとおり、主に人・農地プランっていう用語を地域計画というものに変えるということが基本でございますので、それに関わって必要ないろいろな中の文章を変えさせていただいたということでご理解いただけたらというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長

よろしいでしょうか。

10番

人・農地プランっていうのがあって、自分のところのドリームファーム二上というところは、そこが集めれる面積から人・農地プランに入ってる人の面積を引くっていうふうな、何かそういうことがあるみたいなんですけども、地域計画っていうのになれば、今までと同じような中身なんですか。認定農業者ではなくて、名前が書いてあって、この人は何ぼの田んぼを作っておられるというふうになっとならば、個人で耕作されてる人とか

も、4町ほど作っとる人もその中に入ってるんですけど、それは今までどおり考えていったらいいんですか。

事務局

また詳しくは勉強する機会を設けさせていただこうと思っておりますけども、人・農地プランには確かにその地域での中心となる経営体の方をちゃんと決めていただいたり、あとはこういった担い手に集積すべき農地を洗い出していただいたりとか、そういったことをしていただいたと思えますけども、結局地域計画が何が違うかっていうと、今度は今後担い手のほうに貸し付ける農地、それは実際誰に、どの担い手に集積させるか、そういう個別に1対1の関係の集積の目標を立てていくということになるんですけども、それに応じて目標地図といいまして、例えば岩常の中で、今誰が耕作している農地か、将来的にはさっき言った担い手に貸し付けられるであろう農地を、誰にその農地を貸し付けるかっていうような目標を立てた地図を作成していくというのが地域計画の主要な部分になると思いますので、それでより集積、集約っていうものを具体化したものを計画として作成していくと。メインとなるのは、目標地図と呼ばれる、農業委員会のほうで素案を作成いただくこととなりますけども、それがかなりの主要な部分になるのかなというふうに考えています。また勉強する機会を設けさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長

研修があるたびに目標地図の目標というんですか、こういうものですよというものは出てくるんですけども、具体的に、その田んぼ1筆1筆、農地1筆1筆に人の名前を入れていって図面をつくと。それが集積、集約された図面になるように皆さん努力しましょうねっていうのが1つの目標だろうというふうに考えておりますので、今後、今、前田補佐が言いましたように、もっと勉強していかんちゅうと、もうちょっと説明しにくいところがありますので、皆さんと一緒に勉強していきたいと思っております。6年度中につくるということですので、今年の冬はええ勉強時間になるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども。

そのほか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決をさせていただきます。

追加議案第1号について、賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

議長

ありがとうございました。賛成多数ということで承認されましたので、

お願いします。
議案のほうは以上でございます。

議 長 それでは、何かほかに、その他に入りたいと思いますが、事務局のほう、ありますか。

事務局 ①新任委員への農業委員会グッズ配布
 ②農地パトロールについて
 ③農業会議を招いての研修会開催日程について

議 長 今回は10月10日火曜日9時半からということでやりたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 お願いします。
 それでは、これで本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。